

# MONEY FOR PRESIDENT

## 高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー  
高橋 学



52歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

## 経営者の視点で考える「社会保険の適用拡大」

### 2022年から短期間労働者の 社会保険加入が大きく変わる

こんにちは、高橋学です。この春は雇用保険や年金など社会保険制度の改正が相次ぎました。ここで、短時間労働者（パートやアルバイトなど）を雇っている経営者なら、ぜひ理解しておきたいのが「社会保険の適用拡大」です。

現在、短時間労働者を社会保険に加入させる義務があるのは、従業員常時500人超の企業のみですが、2022年10月からは100人超、2024年10月からは50人超の企業にも、その義務が生じます。雇用期間についても、現行の「継続して1年以上の見込み」が、2022年10月からは「継続して2カ月以上の見込み」へと適用拡大されます。

改正の結果、年収約106万円（月収8万8,000円）以上の短時間労働者は、社会保険に加入できる人が増えます。新たに保険料負担は発生するものの、働く人にとって社会保険に加入することは、厚生年金への加入で将来の年金額が増えることをはじめ、多くの利点があります。経営者側としてはその点を説明し、従業員側の理解を促してあげることも大切です。

### 企業は負担増に備え、 早めの対策を講じよう

社会保険の適用拡大は、働く側にメリットをもたらす一方で、企業にとっては負担増となります。なぜなら、被保険者の社会保険料は企業側が半分を負担しなくてはならないため、適用拡大で被保険者が増えれば、それだけ企業側の負担分も増加することになるからです。

厚労省の試算によると、月収8万8,000円の短時間労働者（40歳未満）が社会保険に加入した場合、企業側の負担増加額は1人当たり月約1万2,750円となります（厚生労働省HPの『社会保険適用拡大特設サイト』で試算できます）。また、2022年に従業員100人超の企業が適用対象になると、新たに被保険者となる人は45万人程度増えるとされています。

そのため、企業側は、新たに被保険者となる可能性のある従業員の人数把握、増加する負担額の試算、従業員に対する説明などの対策を、社会保険の適用拡大の前に行わなければなりません。場合によっては雇用計画そのものを見直す必要も生じる可能性があるため、早期に取り組むことをおすすめします。



### ■ 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大スケジュール

対象	要件	現行	2022年10月～(改正)	2024年10月～(改正)
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
短時間労働者	賃金	月額8万8,000円以上	変更なし	変更なし
	雇用期間	継続して1年以上の見込み	継続して2カ月以上の見込み	継続して2カ月以上の見込み

### ■ 会社が負担する社会保険料

(対象者1人当たり。給与月額8万8,000円で年間賞与なしの場合)

40歳未満 月約1万2,750円  
(年間約15万3,000円)

40～64歳 月約1万3,583円  
(年間約16万3,000円)

※厚生労働省「社会保険適用拡大特設サイト」の社会保険料かんたんシミュレーターで試算